

男女共同参画情報 ほっとらいん71号 問人権市民相談課☎21-1416☎25-0160

DVの悩み、配偶者暴力相談支援センターへ相談してみませんか？



市では配偶者暴力相談支援センターを設置し、パートナーからの暴力に関する相談を受け付けています。暴力に悩んでいる人は一人で抱え込まず、ご相談ください。秘密は厳守します。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者、交際相手などの親密な関係にある又は親密な関係にあったパートナーからの暴力のことです。殴る・蹴るなどの身体的暴力、暴言や無視などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力、子どもを利用した暴力などがあります。

身近な人がDVに悩んでいたら

暴力に耐え続ける生活の中で、被害者は深く傷つき、孤立しています。どんな理由があっても暴力は許されません。もし相談を受けたら、否定せずゆっくり話を聞いて、専門の相談機関があることを伝えてください。聞いた話を本人の承諾なしに、他の人へ話さないようにしましょう。

DVに関する相談先

東松山市配偶者暴力相談支援センター(人権市民相談課) ☎81-5702
平日午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

県には男性DV被害者のための専門相談窓口があります。 ☎048-829-9900
毎週金曜日正午～午後8時(金曜日が祝日の場合は正午～午後5時/年末年始を除く)

11月12日(木)～25日(水)は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等の取組を重点的に行う期間です。シンボルマークのパープルリボンには「女性に対する暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています。



パープルリボン

パープルリボンキャンペーン

県では、ポケットがついた布製の壁かけにパープルリボンを入れて、県内を巡回させる「パープルリボンキャンペーン」を実施しています。

本市では、8月に本庁舎1階市民ホールにタペストリーを掲示し、啓発を行いました。



パープル&オレンジ花壇大作戦!

DVと児童虐待は深く関連していることから、連携して啓発を行います。

フラワーサポーターと一緒に、総合会館の花壇にパープルとオレンジの草花を植えました。ぜひご覧ください。

※オレンジは、児童虐待防止のシンボルカラーです



去年の花壇の様子

犯罪被害に遭われた人へ

犯罪被害に遭われた人のほか、その親族もご相談ください。まず、お話を伺い、何が必要で何ができるのかと一緒に整理していきましょう。また、相談内容に応じて、適切な機関におつなぎします。

相談先 一人で悩まずご相談ください。秘密は厳守します。

【県】彩の国犯罪被害者
ワンストップ支援センター
☎0120-735-001
平日午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

【市】犯罪被害者等総合相談窓口
(人権市民相談課)
☎21-1416

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル
☎0120-079714
平日午前9時～午後9時、土曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

11月1日(日)～12月1日(火)は「犯罪被害者月間」です

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。



市政情報

11月の納税

国民健康保険税(第5期)

納期限は11月30日(月)です。口座振替の場合も、振替日が11月30日ですので、利用する人は前日までに残高をご確認ください。

夜間納税相談窓口(事前予約制)

日中来庁できない人のための納税相談を行います。また、納付も受け付けます。11月30日の窓口を利用する場合は、11月25日(水)の午後5時15分までに予約をお願いします。

日11月30日(月)、12月25日(金) 午後5時15分～7時

場・問収税課
☎21-1409☎23-2238

雑がみは大切な資源

可燃物の中には、資源として生まれ変わることができるお菓子の箱や包装紙などの「雑がみ」が混ざっていることがあります。リサイクルできる「雑がみ」は、紙類・布類の収集日に分別して出してください。分別して出された雑がみは、回収・リサイクルされ、新たな紙製品などに生まれ変わります。

紙を大切な資源として生かすため、ごみの減量とリサイクルの推進にご協力ください。

雑がみの出し方

- ・雑誌に挟み、紐でしばって出す
- ・紙袋に入れて出す
- ・雨天時には袋に入れて濡れないようにする

問廃棄物対策課

☎21-1401
☎23-7700
クリーンセンター
☎34-5550
☎34-5125



市HP



配付済みのギフトカードの利用期限は12月31日!

物価高騰生活支援事業で既に配付した「ギフトカード」の利用期限は、12月31日(木)です。

期限を過ぎると、カードに残高があっても利用できなくなります。まだ残高がある人は、お早めにご利用ください。

利用期限 12月31日(木)

問政策推進課

☎63-5031
☎22-5516



市HP

荒川緑肥無償配布

河川の堤防の刈草から作った堆肥を無償で配布します。

日令和9年1月18日(月)～2月3日(水)(土・日曜日を除く)

場東松山堆肥ヤード(新東松山橋下流約100メートル)

申・問荒川上流河川事務所HP、道路河川課にある応募要領を確認し、12月4日(金)(消印有効)までに往復はがきで〒350-1124川越市新宿町3-12同事務所へ(応募多数の場合は数量調整)。

☎049-246-1031



荒川上流河川事務所HP

印鑑登録と印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は、不動産の売買、登記やローンの設定、自動車の購入など、様々な契約手続に必要な書類です。

印鑑登録できる人 市に住民登録をしている満15歳以上

登録できる印鑑 8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形に収まる大きさのものなど。ただし、大量に製造された印鑑(三文判等)やゴム印等の変形しやすい印鑑、他の人が登録している印鑑等は登録できません。

登録できる場所 市民課

印鑑登録の手続(登録手数料：1件200円)

登録後に印鑑登録証(カード)が交付され、印鑑登録証明書の交付を請求することができます。即日での登録は、次の①②の場合のみ可能です。

①本人が「登録する印鑑」と「マイナンバーカードや運転免許証、旅券などの官公署発行の顔写真付きの身分証明書」を持参した場合

②本人が「登録する印鑑」と「資格確認書等の本人確認書類」と「保証人欄に東松山市で印鑑登録をしている人の署名と保証人が登録している印鑑が押印された印鑑登録申請書」を持参した場合

上記以外の場合は、登録申請後に本人の住所へ郵送される照会書を持参することが必要です(即日での登録はできません)。なお、代理人が申請する場合は、委任状が必要です。委任状について、詳細は市HPを確認、又は市民課へお問い合わせください。

印鑑登録証明書の交付請求(交付手数料：1通200円)

・市民課又は市民活動センターで請求する場合

証明が必要な人の印鑑登録証(カード)を持参し、請求書に登録者の住所、氏名、生年月日を正確に記入する必要があります。

・コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で請求する場合

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が有効なものに限る)を使用し、マルチコピー機で4桁の暗証番号を入力して発行することができます。利用できる時間は、午前6時30分～午後11時です。

問市民課☎59-9924☎23-2234



市HP